

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

告 示

- 大規模小売店舗立地法第六條第一項の規定により変更の届出があつた件 二〇七
- 大規模小売店舗の新設の届出について意見があつた件 二〇七
- 大規模小売店舗の変更の届出について意見があつた件三件 二〇七
- 家畜防疫員の注射を受けることを命ずる件 二〇六
- 家畜防疫員の検査を受けることを命ずる件九件 二〇六
- 福島県資源管理方針を変更した件 二〇二
- 県営土地改良事業計画を定めた件 二〇二
- 土地改良法により換地処分をした件二件 二〇二
- 保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があつた件二件 二〇二
- 保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件 二〇二
- 道路の区域を変更する件三件 二〇四
- 道路の供用を開始する件二件 二〇五
- 急傾斜地崩壊危険区域として指定する件 二〇五
- 都市計画事業の事業計画の変更を認可した件 二〇六

告 示

福島県告示第百五十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六條第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があつた。なお、当該届出を令和八年三月十七日から同年七月十七日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び会津若松市観光商工部商工課に備え置いて縦覧に供する。

令和八年三月十七日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
MEGA ドン・キホーテUNY会津若松店 福島県会津若松市神指町大字南四合字幕内南百五十四番ほか
- 二 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（小売業を行う者の名称の変更 一件、小売業を行う者の住所の変更 二件、小売業を行う者の代表者の氏名の変更 四件、小売業を行う者の入店 一件、小売業を行う者の退店 三件）
- 三 届出年月日
令和八年三月六日
- 四 届出をした者
ユニー株式会社

（商業まちづくり課）

福島県告示第百五十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八條第一項の規定により第五條第一項の新設の届出に係り聴取した意見の概要及び第八條第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和八年三月十七日から同年四月十七日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び伊達市産業部商工観光課に備え置いて縦覧に供する。

令和八年三月十七日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
イオンモール伊達 福島県伊達市堂ノ内地区一街区二百三十二画地ほか二百八十九画
- 二 法第八條第一項の規定により伊達市から聴取した意見の概要
意見なし
- 三 法第八條第二項の規定により述べられた意見の概要
意見書の提出なし

（商業まちづくり課）

福島県告示第百五十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八條第一項の規定により第六條第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八條第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和八年三月十七日から同年四月十七日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、

福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び会津若松市観光商工部商工課に備え置いて縦覧に供する。

令和八年三月十七日

福島県知事 内堀雅雄

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

ヨークタウン飯寺 福島県会津若松市門田町大字飯寺字村西七百七ほか

二 法第八条第一項の規定により会津若松市から聴取した意見の概要

意見なし

三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要

意見書の提出なし

(商業まちづくり課)

福島県告示第五十五号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和八年三月十七日から同年四月十七日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及びいわき市産業振興部産業チャレンジ課に備え置いて縦覧に供する。

令和八年三月十七日

福島県知事 内堀雅雄

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

ヨークタウン上荒川 福島県いわき市平上荒川字安草四十番地ほか

二 法第八条第一項の規定によりいわき市から聴取した意見の概要

意見なし

三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要

意見書の提出なし

(商業まちづくり課)

福島県告示第五十六号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和八年三月十七日から同年四月十七日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県東北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び本宮市産業部商工観光課に備え置いて縦覧に供する。

令和八年三月十七日

福島県知事 内堀雅雄

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

ザ・ビッグ本宮店 福島県本宮市本宮字万世二百二十四番地ほか

二 法第八条第一項の規定により本宮市から聴取した意見の概要

意見なし

三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要

意見書の提出なし

(商業まちづくり課)

福島県告示第五十七号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第六条第一項の規定により、家畜の所有者は家畜について家畜防疫員の注射を受けることを次のとおり命ずる。

令和八年三月十七日

福島県知事 内堀雅雄

一 実施の目的

豚熱の発生予防

二 実施する区域

県内全域

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

家畜防疫員が必要と認めた豚及びいのしし

四 実施の期日

令和八年四月一日から令和九年三月三十一日までの間において所轄の福島県家畜保健衛生所長の指示する日

五 注射の方法

皮下又は筋肉内注射法

(畜産課)

福島県告示第五十八号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第五条第一項の規定により、家畜の所有者は家畜について家畜防疫員の検査を受けることを次のとおり命ずる。

令和八年三月十七日

福島県知事 内堀雅雄

一 実施の目的

牛のブルセラ症及び結核の発生の予防

二 実施する区域

県下一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

所轄の福島県家畜保健衛生所長が必要と認める牛

四 実施の期日

令和八年四月一日から令和九年三月三十一日までの間において所轄の福島県家畜保健衛生所長の指示する日

五 検査の方法

- 1 ブルセラ症
エライザ法
- 2 結核
ツベルクリン検査

(畜産課)

福島県告示第五十九号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第五条第一項の規定により、家畜の所有者は家畜について家畜防疫員の検査を受けることを次のとおり命ずる。
令和八年三月十七日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 実施の目的
牛のヨーネ病の発生の予防
- 二 実施する区域

1 福島市(飯坂町、飯野町の区域に限る。)、二本松市(小浜、上太田、上長折、下長折、西勝田、長折、成田、西新殿、初森の区域に限る。)、伊達郡国見町、郡山市(西田町の区域に限る。)、須賀川市、田村市(船引町のうち、船引、北鹿又、長外路、上移、北移、南移、中山、横道、新館、石沢、門鹿、今泉の区域に限る。)、石川郡石川町、西白河郡泉崎村、東白川郡矢祭町、東白川郡鮫川村(西山の区域に限る。)、喜多方市(塩川町の区域に限る。)、湯川村、金山町、昭和村、南相馬市原町区(馬場、深野の区域を除く。)、南相馬市小高区、双葉郡広野町、双葉郡檜葉町、いわき市(三和町のうち、下永井、上永井、差塩の区域に限る。)の各区域

- 2 所轄の福島県家畜保健衛生所長が指定する区域
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

二の区域内で飼育されている牛であつて次に掲げるもの
1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛(生後一歳未満の牛を除く。)
2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛
3 1又は2の牛と同一施設内で飼育している牛(生後一歳未満の牛を除く。)
4 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している肉用雌牛(生後一歳未満の牛を除く。)

- 5 所轄の福島県家畜保健衛生所長が指定する牛
- 四 実施の期日

令和八年四月一日から令和九年三月三十一日までの間において所轄の福島県家畜保健衛生所長の指示する日

五 検査の方法
家畜伝染病予防法施行規則(昭和二十六年農林省令第三十五号)別表第一に定める

方法

福島県告示第六十号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第五条第一項の規定により、家畜の所有者は家畜について家畜防疫員の検査を受けることを次のとおり命ずる。
令和八年三月十七日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 実施の目的
馬伝染性貧血の発生の予防
- 二 実施する区域

県下一円

- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
生後百八十日以上馬であつて、所轄の福島県家畜保健衛生所長が必要と認める馬
- 四 実施の期日

令和八年四月一日から令和九年三月三十一日までの間において所轄の福島県家畜保健衛生所長の指示する日

- 五 検査の方法
寒天ゲル内沈降反応

(畜産課)

福島県告示第六十一号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第五条第一項の規定により、家畜の所有者は家畜について家畜防疫員の検査を受けることを次のとおり命ずる。
令和八年三月十七日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 実施の目的
蜜蜂の腐蛆病の発生の予防
- 二 実施する区域

県下一円

- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
蜜蜂
- 四 実施の期日

令和八年四月一日から令和九年三月三十一日までの間において所轄の福島県家畜保健衛生所長の指示する日

- 五 検査の方法
肉眼的検査及び細菌学的検査

(畜産課)

福島県告示第百六十二号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、家畜の所有者は家畜について家畜防疫員の検査を受けることを次のとおり命ずる。
令和八年三月十七日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 実施の目的
牛のアルボウイルス感染症（アカバネ病に限る。）の発生の予察
- 二 実施する区域
県下一円
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
越夏していない一の監視伝染病のワクチン未接種の牛であつて、地理的条件及び自然条件を考慮して福島県家畜保健衛生所長が指定したもの
- 四 実施の期日
令和八年四月一日から令和九年三月三十一日までの間において所轄の福島県家畜保健衛生所長の指示する日
- 五 検査の方法
臨床検査及び血清学的検査（中和試験）

（畜産課）

福島県告示第百六十三号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、家畜の所有者は家畜について家畜防疫員の検査を受けることを次のとおり命ずる。
令和八年三月十七日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 実施の目的
高病原性鳥インフルエンザの発生の予察
- 二 実施する区域
県下一円
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
鶏、あひる、うずら、きじ、だちよう、ほろほろ鳥、七面鳥又はエミュー（以下「家きん」という。）を百羽以上（だちよう及びエミューにあつては、十羽以上）飼養している箇所であつて、福島県家畜保健衛生所長が指定した箇所において飼養されている家きんのうち任意の十羽以上
- 四 実施の期日
令和八年四月一日から令和九年三月三十一日までの間において所轄の福島県家畜保健衛生所長の指示する日
- 五 検査の方法
血清学的検査（鶏を検査する場合にあつてはエライザ法（当該検査で陽性が確認されたときは、同一血清について寒天ゲル内沈降反応）、鶏以外の家きんを検査する場合にあつては寒天ゲル内沈降反応）

合にあつては寒天ゲル内沈降反応）

（畜産課）

福島県告示第百六十四号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、家畜の所有者は家畜について家畜防疫員の検査を受けることを次のとおり命ずる。
令和八年三月十七日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 実施の目的
豚のオーエスキー病の発生の予察
- 二 実施する区域
県下一円
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
繁殖の用に供し、若しくは供する目的で飼養している豚又は肥育の用に供し、若しくは供する目的で飼養している豚であつて、地理的条件を考慮して福島県家畜保健衛生所長が指定した箇所において飼養されているものうち任意の十四頭以上（十四頭に満たない場合は、全頭）
- 四 実施の期日
令和八年四月一日から令和九年三月三十一日までの間において所轄の福島県家畜保健衛生所長の指示する日
- 五 検査の方法
ラテックス凝集反応、酵素免疫測定法又は中和試験

（畜産課）

福島県告示第百六十五号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、家畜の所有者は家畜の死体について家畜防疫員の検査を受けることを次のとおり命ずる。
令和八年三月十七日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 実施の目的
牛の伝達性海綿状脳症の発生の予防
- 二 実施する区域
県下一円
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
牛海綿状脳症対策特別措置法（平成十四年法律第七十号）第六条第一項の規定による届出に係る牛の死体（牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則（平成十四年農林水産省令第五十八号）第四条各号に掲げる場合に係る牛の死体を除く。）
- 四 実施の期日

五 検査の方法
 令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで
 家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）別表第一に定める方法
 （畜産課）

福島県告示第六十六号
 家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第五条第一項の規定により、家畜の所有者は家畜について家畜防疫員の検査を受けることを次のとおり命ずる。
 令和八年三月十七日
 福島県知事 内堀雅雄

- 一 実施の目的
 豚熱の発生の予察
- 二 実施する区域
 県下一円
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
 福島県家畜保健衛生所長が指定した箇所において飼養されている豚
- 四 実施の期日
 令和八年四月一日から令和九年三月三十一日までの間において所轄の福島県家畜保健衛生所長の指示する日
- 五 検査の方法
 臨床検査及び血清学的検査（エライザ法）
 （畜産課）

福島県告示第六十七号
 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十四条第九項の規定により、福島県資源管理方針を令和八年三月十七日変更した。
 この変更に係る関係書類は、福島県農林水産部生産流通総室水産課及び福島県水産事務所に備え置いて縦覧に供する。
 令和八年三月十七日
 福島県知事 内堀雅雄
 （水産課）

福島県告示第六十八号
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の四第一項の規定により、箕作地区に係る県営農村地域防災減災事業（防災重点農業用ため池緊急整備事業（地震・豪雨対策型））を行うため土地改良事業計画を定めた。この関係書類を次のとおり縦覧に供する。
 令和八年三月十七日

一 縦覧に供する書類
 土地改良事業計画書の写し
 縦覧の期間
 令和八年三月十八日から
 同 年四月六日まで
 （二十日間）
 縦覧の場所
 会津美里町役場
 その他
 この土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に福島県知事に審査請求をすることができる。
 また、この土地改良事業計画については、この審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に、福島県を被告として、当該土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。
 （農村計画課）

福島県告示第六十九号
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、令和八年二月二十六日永谷地区の県営区画整理事業に係る換地処分をした。
 令和八年三月十七日
 福島県知事 内堀雅雄
 （農村基盤整備課）

福島県告示第七十号
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、令和八年三月三日高野地区の県営区画整理事業に係る換地処分をした。
 令和八年三月十七日
 福島県知事 内堀雅雄
 （農村基盤整備課）

福島県告示第七十一号
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施設要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。
 令和八年三月十七日
 福島県知事 内堀雅雄
 （農村基盤整備課）

一 指定施設要件の変更に係る保安林の所在場所
 伊達郡桑折町大字松原字大上森二の三三、二の四八、字山女沢三から五まで、八の一、八の二、九から一四まで、一五の一、一五の二、一六、一七の一、二〇から
 福島県知事 内堀雅雄

- 二三まで、二四の一から二四の三まで、二四の六、二四の八から二四の一〇まで、字長峯二の一、二の三
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - (2) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (3) 主伐として伐採をすることができ立木は、桑折町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (五) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- 二1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
伊達郡桑折町大字松原字胡桃作二七の一、二七の二、四一、四二の一、四二の二
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - (2) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (3) 主伐として伐採をすることができ立木は、桑折町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (五) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- 三1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
伊達郡桑折町大字松原字東山田一の三、五の四、字弁天沢五七の三
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - (2) 主伐は、択伐による。
 - (3) 主伐として伐採をすることができ立木は、桑折町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (五) 立木の伐採の限度
 - 次のとおりとする。
- 四1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
伊達郡桑折町大字南半田字芹ノ沢後八、九、一一の一から一一の三まで、字芹ノ沢九、七九の一、八〇

- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - (2) 次は、主伐は、択伐による。
 - (3) 字芹ノ沢後八・字芹ノ沢八〇（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (4) 主伐として伐採をすることができ立木は、桑折町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (五) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (六) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
 - 五1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
伊達郡桑折町大字南半田字藤倉五五の三
 - 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - (2) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (3) 主伐として伐採をすることができ立木は、桑折町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (五) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び桑折町役場に備え置いて縦覧に供する。）
（森林保全課）
- 福島県告示第七十二号**
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。
令和八年三月十七日
- 福島県知事 内堀 雅 雄
- 一1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
相馬郡新地町谷地小屋字南狼沢二三七の四から二三七の六まで、一三七の八、三三八の一、三三八の一
 - 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

- 3 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - (2) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (3) 主伐として伐採をすることができ立木は、新地町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度
 - 次のとおりとする。
- 二1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
相馬郡新地町大字福田字一ツ滝五五の二八、五五の三二、五五の三三
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (2) 主伐として伐採をすることができ立木は、新地町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
- 三1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
相馬郡新地町大字福田字一ツ滝五五の一〇、五五の二二、五五の二二、五五の二四、五五の二六、五五の二九、六六から六九まで
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (2) 主伐として伐採をすることができ立木は、新地町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
- 四1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
相馬郡新地町駒ヶ嶺字白子下六七の二三
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法

- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (2) 主伐として伐採をすることができ立木は、新地町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
 - 五1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
相馬郡新地町大字福田字一ツ滝五五の四、五五の一三から五五の一五まで、五五の二〇
 - 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (2) 主伐として伐採をすることができ立木は、新地町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び新地町役場に備え置いて縦覧に供する。）
- （森林保全課）
- 福島県告示第七十三号**
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の二第一項の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を柳津町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。
- 令和八年三月十七日
- 一 所在の不明な者の氏名
 福島県知事 内堀 雅雄
 小林信義
- 二 通知の内容の要旨
- 1 保安林の指定施業要件を変更する予定であること。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である件（令和八年福島県告示第六十三号）によること。
- 3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定による

り、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。
(森林保全課)

福島県告示第百七十四号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所で令和八年三月十七日から二週間一般の縦覧に供する。
令和八年三月十七日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般国道 二九四号	A'①白河市与惣小屋一 二番一地从先 同市三番町一〇番二地 先まで A'②白河市本町四〇番 一地从先 同市田町一〇六番一 地先まで A'③白河市薄葉四番一 七地从先 同市弥次郎窪四二番一 六地先まで	変更前 A' 一〇・〇 四一・一	A' 一五・一 四一・一	二、四五四・二
	A'②白河市本町四〇番 一地从先 同市田町一〇六番一 地先まで A'③白河市薄葉四番一 七地从先 同市弥次郎窪四二番一 六地先まで	変更後	A' 一五・一 四一・一	一、〇六四・二

(道路計画課)

福島県告示第百七十五号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所で令和八年三月十七日から二週間一般の縦覧に供する。
令和八年三月十七日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道釜子 金山線	白河市表郷八幡字上長 橋一五一番一地从先 同 市表郷八幡字宿前 七五番地先まで	変更前 七・五 一五・八 七・五 一五・一	(メートル)	六六・〇
	白河市表郷八幡字上長 橋一五一番一地从先 同 市表郷八幡字宿前 七五番地先まで	変更後	(メートル)	六六・〇

(道路計画課)

福島県告示第百七十六号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和八年三月十七日から二週間一般の縦覧に供する。
令和八年三月十七日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道小 良ヶ浜野 上線	双葉郡富岡町大字小 良ヶ浜字赤坂七三二番 地先から 同 郡同 町大字小 良ヶ浜字赤坂四五五番 一地从先まで 双葉郡富岡町大字小 良ヶ浜字赤坂四五五番 一地从先から	変更前 A 一〇・〇 二八・八	A 一〇・〇 二八・八	八六〇・〇
	双葉郡富岡町大字小 良ヶ浜字赤坂四五五番 一地从先から	変更後	B 六・七 一一・八	七〇三・二

路線名 供用開始の区間 供用開始の期日

福島県知事 内堀雅雄

福島県告示第百七十七号
道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所で令和八年三月十七日から二週間一般の縦覧に供する。
令和八年三月十七日

(道路計画課)

Table with 4 columns: 変更後, 区間, 期日, 路線名. Contains details for road No. 177, including locations like 双葉郡富岡町大字小良ヶ浜字赤坂四五五番 and 同郡同町大字小良ヶ浜字赤坂六八四番.

路線名 供用開始の区間 供用開始の期日

福島県知事 内堀雅雄

福島県告示第百七十九号
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次のとおり指定する。
令和八年三月十七日

(道路計画課)

1 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項の土地の区域の名称 萩野
2 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項の土地の区域の表示 次に掲げる地番の土地に存する一点から十四点までを順次結んだ線及び十四点と一点を結んだ線に囲まれた土地の区域
喜多方市高郷町上郷
字田中島戊二〇番一

Table with 3 columns: 路線名, 供用開始の区間, 供用開始の期日. Contains details for road No. 178, including 県道小良ヶ浜野上線 and 双葉郡富岡町大字小良ヶ浜字赤坂七三二番地先から.

(道路計画課)

Table with 3 columns: 路線名, 供用開始の区間, 供用開始の期日. Contains details for road No. 178, including 白河市表郷八幡字上長橋一五一番 and 同市表郷八幡字宿前七五番地先まで.

字高平丁一四四番

三点

北緯三七度三七分〇六秒一五二五
東經一三九度四三分二一秒二〇八九

字松原丁一五三番一

四点

北緯三七度三七分〇六秒一九五三
東經一三九度四三分二一秒二八三三

六四番

六点

北緯三七度三七分〇五秒八五九三
東經一三九度四三分二五秒四九一八

七七番

七点

北緯三七度三七分〇五秒五一一〇
東經一三九度四三分二六秒一七七一

字細田戊二三九番

九点

北緯三七度三七分〇五秒一三四五
東經一三九度四三分二六秒七〇九五

戊二四三番

十点

北緯三七度三七分〇四秒四四〇三
東經一三九度四三分二八秒二二五七

戊二四五番

十一点

北緯三七度三七分〇三秒七一九一
東經一三九度四三分二二秒七九二九

字田中島戊一四番

十二点

北緯三七度三七分〇四秒一九五四
東經一三九度四三分二一秒五七四一

戊一九番

十三点

北緯三七度三七分〇四秒三一三三
東經一三九度四三分二〇秒三六一五

十四点

十四点

北緯三七度三七分〇四秒〇五〇二
東經一三九度四三分二〇秒一三〇〇

(砂防課)

福島県告示第百八十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。

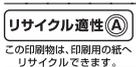
令和八年三月十七日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 施行者の名称 磐梯町
- 二 都市計画事業の種類及び名称 猪苗代都市計画下水道事業（磐梯町特定環境保全公共下水道）
- 三 事業認可の年月日 平成十年九月四日
- 四 事業施行期間
（変更前）平成十年九月四日から令和六年三月三十一日まで
（変更後）平成十年九月四日から令和十三年三月三十一日まで
- 五 事業地

取用の部分 変更なし
使用の部分 変更なし

(下水道課)



再生紙を使用しています。 【定価 1 箇月 3,560円】

発行者 福島県 印刷所 株式会社 第一印刷